

# 生徒会規約

## 第1章 総則

第1条 本会は神奈川県立上鶴間高等学校生徒会とし、本校の全生徒をもって組織する。

第2条 本会は本校の教育方針に基づき、会員の自主的活動を通じて会員相互の親睦を深め学校生活の充実発展を目的とする。

第3条 本会の各委員会、各部に顧問をおき、顧問は目的達成の為に指導、助言を与える。

第4条 本会の決定事項は校長の承認を得なければならない。

## 第2章 役員

第5条 本会は次の役員をおき、上鶴間高等学校生徒会本部と称する。

会長1名、副会長2名、書記3名、会計3名

第6条 会長は次のことを行う。

1. 本会を代表し本会のすべての会務を総括する。
2. 総会を召集する。
3. 必要に応じて臨時の委員会の召集を要請することができる。

第7条 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会務を代行する。

第8条 書記は議事録を作成し、関係書類を保管する。

第9条 会計は会計事務一切を行い、関係書類を保管する。

第10条 役員の任期は12月から翌年11月までとし、新たな役員は11月に選出される。

## 第3章 組織

第11条 本会は次の機関をおく。

生徒総会、生徒会本部、学級委員会、委員長会議、専門委員会、選挙管理委員会、予算委員会、特別委員会、部・同好会代表者会議

### 第1節 生徒総会

第12条 総会は本会最高の議決機関であり、全会員をもって構成する。

第13条 総会は次のことを行う。

1. 予算、決算の承認
2. 規約の改正
3. その他重要事項の審議・決議

第14条 総会は会員の3分の2以上の出席で成立し、議決は規約改正の場合を除き出席者の過半数の賛成を必要とする。

第15条 定例総会は5月、11月の年2回とし、会長が召集する。

第16条 臨時総会は次の場合会長が告示し開かなければならない。

1. 会長が必要と認めた場合

2. 学級委員会が決議した場合

3. 全会員の5分の1以上の要求があった場合

第17条 総会は議題及び日時、場所を原則として1週間前に告示する。

第18条 議長、副議長、その他の役員は学級委員会が指名し、生徒総会の際会員の承認を受ける。

## 第2節 学級委員会

第19条 学級委員会は総会に次ぐ議決機関であり、各クラスから2名の学級委員により構成される。

第20条 学級委員会は次の事項を審議する。

1. 総会に提出する議案の審議
2. 細則の決定並びに変更の審議
3. 部、同好会の改廃設置の審議、承認
4. その他重要事項の審議

第21条 学級委員会の委員長1名、副委員長1名、書記2名は学級委員の中から互選により選出され、その任期は1年とする。

第22条 学級委員会は、生徒会本部または学級委員会委員長が必要と認めた場合に開く。

第23条 学級委員会は構成者の3分の2以上の出席により成立し、出席者の過半数をもって議決される。

## 第3節 専門委員会

第24条 専門委員会は次の通りとする。

環境美化委員会、放送委員会、図書委員会、福祉委員会、保健委員会、交通安全委員会、体育祭実行委員会、文化祭実行委員会

第25条 各専門委員は各クラスより選出された2名の委員をもって構成される。

第26条 各専門委員会の任期は1年とする。

第27条 各専門委員会に次の役員をおき、選出は互選とする。

委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名

## 第4節 委員長会議

第28条 委員長会議は学級委員会委員長と専門委員会委員長によって構成される。

第29条 委員長会議は、生徒会本部または学級委員会委員長が必要と認めた場合に開く。

## 第5節 選挙管理委員会

第30条 選挙管理委員は各クラス1名選出され、任期は1年とする。

第31条 役員選挙に関する規定は、別に「生徒会役員選挙規約」に定める。

## 第6節 予算委員会

第32条 予算委員会は本部役員及び各専門委員長、文化部・運動部の各部長によって構成され、予算を審議し学級委員会へ提出する。予算委員会の委員長、副委員長は生徒会会計が兼ねる。予算決定と同時に解散する。

## 第7節 特別委員会

第33条 学級委員会がこれを必要と認めた場合、設置することができる。次の委員会は上記に基づき設置されたものである。

アルバム委員会、旅行委員会、卒業式委員会、球技大会実行委員会、

## 第4章 会計

第34条 本会の会費は生徒会費その他の収入をもってこれに充てる。

第35条 入会金、会費の納入及び会計執行にあたっては別に「会計細則」に定める。

第36条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### 第1節 会計監査

第37条 会計監査は学級委員より5名互選される。

第38条 会計監査は会計年度末に本会会計の支出状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

### 第5章 部および同好会

第39条 文化系、運動系等の部および同好会をおく。

第40条 部および同好会の改廃設置は、部・同好会代表者会議で討議され、学級委員会の承認を得なければならない。

第41条 部・同好会代表者会議は各部・同好会の代表で構成され、必要に応じて召集される。

第42条 第39～41条に定めるものの他に部及び同好会に関する細則に定める。

## 第6章 規約の改正

第43条 本規約の改正は次の場合提案される。

1. 全会員の3分の1以上の要求があった場合
2. 学級委員会で審議、可決された場合

第44条 本規約の改正は生徒総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

## 第7章 補則

第45条 本規約は昭和55年11月20日より施行される。

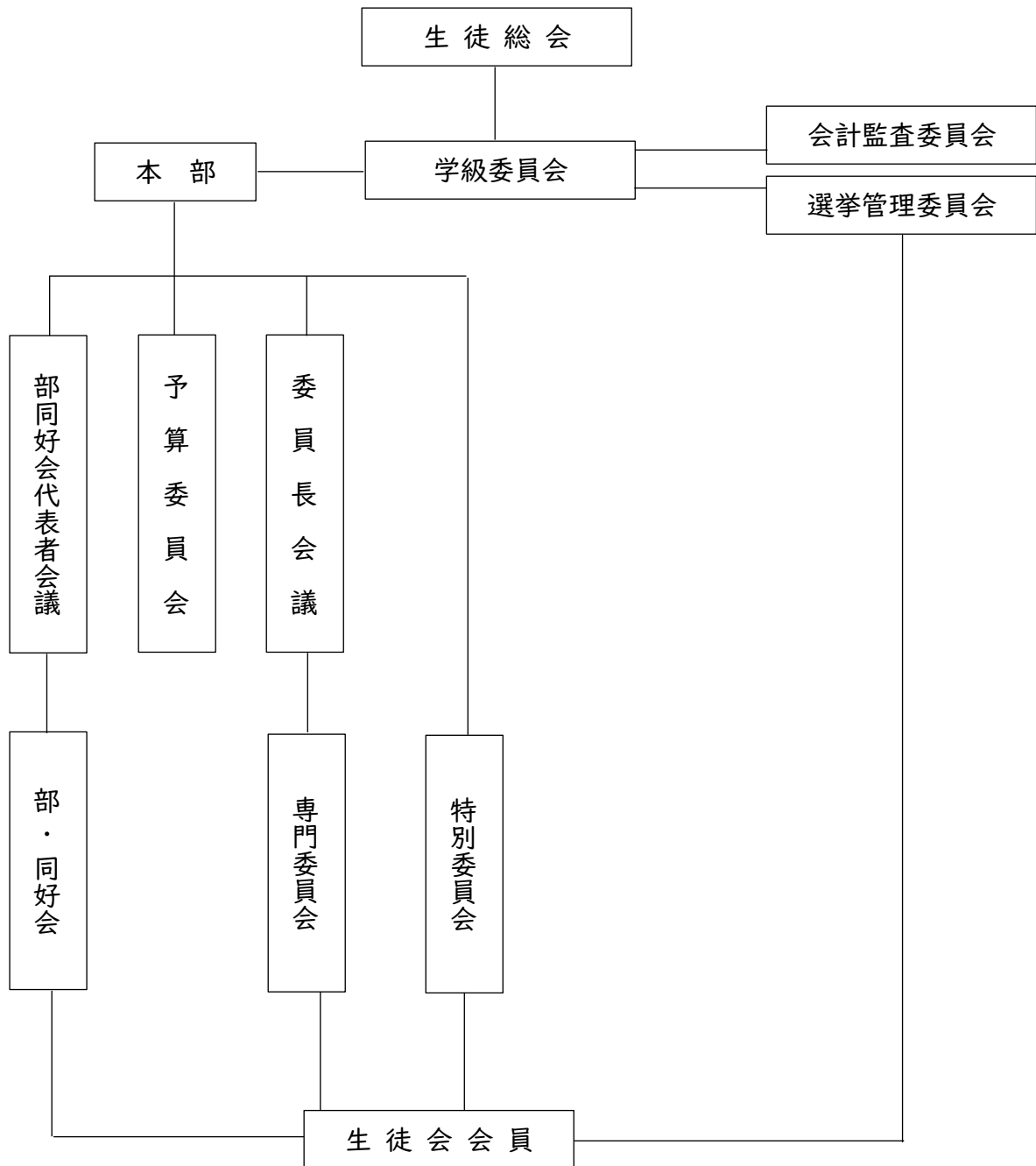
第46条 本規約第26条は現条文に改正され平成9(1997)年4月より施行する。

第47条 平成9(1997)年4月より本規約第24条より体育委員会を削除する。

第48条 平成18(2006)年4月より本規約第24条新聞委員会を削除し、かつ福祉委員会を新設する。

第49条 平成27(2015)年7月に本規約第10条を改正し、平成27(2015)年11月の役員選挙から適用する。

## 生徒会組織図



### ○専門委員会

環境美化委員会、放送委員会、図書委員会、福祉委員会、保健委員会、交通安全委員会、  
体育祭実行委員会、文化祭実行委員会

### ○特別委員会

アルバム委員会、旅行委員会、卒業式委員会、球技大会実行委員会